

## 一般社団法人帯広消費者協会「班（サークル・グループを含む）」登録基準

### 1 登録目的

既存の地域における班体制に加え、学習・研究や趣味等を含めた多種多様なサークルやグループを「班」として登録し、一般社団法人帯広消費者協会(以下「協会」という。)の活動に参加することによって、協会の活性化と会員拡大に繋げることを目的とする。

### 2 構成員

登録する「班(サークル・グループを含む。)」(以下「班」という。)は、構成員に会員を含めなければならない。

### 3 登録要件

班を登録する場合は、次のいずれかに該当していること。

- (1) 協会の定款に規定する協会の目的(消費者の利益擁護と増進に関する事業の実施及び消費生活の安定向上に寄与すること)を理解・賛同し、具体的活動に参加できる組織
- (2) 協会会長(以下「会長」という。)が特に認める組織

### 4 非登録要件

次のいずれかに該当する場合は、登録することができない。

- (1) 営利を目的とする組織
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする組織

### 5 登録申請

- (1) 登録を行う場合は、本基準に同意の上、班の代表者は「班(サークル・グループを含む。)」登録申請書を会長に提出するものとする。
- (2) 「班(サークル・グループを含む。)」登録申請書を受理したときは、会長は「班(サークル・グループを含む。)」登録整理簿に記載し、管理する。

### 6 登録抹消

次のいずれかに該当した場合は、登録を抹消する。

- (1) 活動を廃止及び休止した場合
- (2) 構成員及び登録要件に該当しなくなった場合

### 7 協会との連携

登録された班は、活動を実施するにあたって、協会と次の事項について連携する。

- (1) 協会名をもって、とかちプラザの「団体交流室」を使用できること。
- (2) 協会名をもって、とかちプラザの一般会議室の申込を行うことができること。ただし、必要とする経費は、班が負担する。
- (3) 協会事務局のコピー機を無料で利用できること。